



4 高自共第 7 3 3 号

令和 4 年 12 月 13 日

H S E 株式会社

取締役社長 石田 桂 様

荒川電工株式会社

代表取締役 荒川 浩一 様

高知県知事 濱田 省司



「(仮称) 三方山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」  
に対する知事意見について

令和 4 年 9 月 20 日付けで計画段階環境配慮書の送付のありましたこのことにつ  
きまして、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選  
定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、  
環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行う  
ための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針  
等を定める省令」(平成 10 年 6 月 12 日号外通商産業省令第 54 号) 第 14 条第 3  
項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別紙のとおりです。

# 「(仮称) 三方山風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する知事意見について

## [項目一覧]

### 1. 総括的事項

- (1) 関係機関等との連携と地域住民等への説明について
- (2) 今後の環境影響評価手続きについて
- (3) 環境保全措置の検討について

### 2. 個別事項

- (1) 騒音及び超低周波音に係る影響
- (2) 水環境への影響
- (3) 風車の影に係る影響
- (4) 土地の改変に伴う自然環境への影響
- (5) 動物への影響
  - ア 鳥類
  - イ コウモリ類
  - ウ 天然記念物等
- (6) 植物及び生態系への影響
- (7) 景観
- (8) その他配慮すべき事項
  - 清流仁淀川

### 3. 関係町長の意見

「(仮称) 三方山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する知事意見

本事業は、H S E株式会社と荒川電工株式会社が、高知県吾川郡仁淀川町において、約 1,163ha を事業実施想定区域（以下「想定区域」という）として、最大 14 基の風力発電機による総発電出力最大 58,800kW の風力発電所を設置する計画である。本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、2050 年カーボンニュートラル実現の観点から望ましいものである。

一方、想定区域周辺には学校、福祉施設のほか多数の住居が存在している。また、想定区域及びその周辺には、保安林、砂防指定地などが存在するほか、希少な動植物が生息、生育している可能性があり、工事の実施や発電所の稼働等による影響が懸念される。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、環境影響を回避又は十分に低減するため、次の事項に的確に対応するとともに、その検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

## 1. 総括的事項

### (1) 関係機関等との連携と地域住民等への説明について

地元自治体をはじめとする関係機関等と十分調整するとともに、地域住民等に対しては、分かりやすい資料を用いて丁寧かつ十分な説明を行うことに努め、その懸念事項に対しては十分な配慮を行ったうえで、今後の事業計画を検討すること。

なお、事業の立案、実施等に支障の無い範囲で、ホームページの活用等により、積極的な情報開示に努めること。

### (2) 今後の環境影響評価手続きについて

今後の環境影響評価手続きにおいては、科学的根拠に基づく最新の知見及びデータを用いて調査、予測及び評価を行い、事業計画に反映させること。

なお、方法書の作成にあたっては、想定区域及びその周辺の自然環境について専門的知識や情報を有する者にヒアリングを行ったうえで、調査、予測及び評価の方法を検討すること。

### (3) 環境保全措置の検討について

環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、事業性や代替措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、検討の過程において、重大な環境影響が回避又は低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む抜本的な見直しを行うこと。

## 2. 個別事項

### (1) 騒音及び超低周波に係る影響

想定区域の周辺には学校、福祉施設のほか多数の住居が存在しており、工事の実施時又は風力発電施設の供用時に、これらの騒音や低周波音による環境影響が生じる懸念がある。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車と住居等の離隔を十分とることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

### (2) 水環境への影響

想定区域及びその周辺には簡易水道施設が存在しており、風力発電設備又は取付道路の敷設等に伴う土地の改変により、水源地に濁水が混入するなど生活環境に影響を与える可能性があるため、水源地への影響を回避するなど対策を講じること。

### (3) 土地の改変に伴う自然環境への影響

想定区域には、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、また砂防法に基づく砂防指定地が存在していることから、土地の形質の改変には慎重を要する地域である。このため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、土砂の崩壊又は流失の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は低減すること。

### (4) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には学校、福祉施設のほか多数の住居が存在しており、発電施設の稼働に伴い発生する風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔等の環境保全措置を講じ、その影響を回避又は十分に低減すること。

## (5) 動物への影響

### ア 鳥類

想定区域及びその周辺には、希少猛禽類のクマタカの生息やサシバ等の渡りが確認されている。風力発電設備又は取付道路の敷設等に伴う土地の改変や風車の稼働により、クマタカ等の鳥類の生息等に影響する可能性があるため、生息地への影響やバードストライクを回避、低減するよう十分配慮すること。

なお、サシバ等の渡りの調査方法については、調査時期及び時間帯に十分注意すること。

### イ コウモリ類

想定区域周辺には四国カルストが存在し、石灰岩の浸食による鍾乳洞等の洞穴が多く存在することから、希少なコウモリが多数生息していることが確認されている。よって、コウモリの生息域への環境影響の調査、予測及び評価方法の検討にあたっては、地域の専門家等からの助言を求め、その意見を踏まえた上で行うこと。

### ウ その他

国指定の天然記念物であるヤマネといった種が確認された場合は、関係機関と協議のうえ、保護のための措置を講じること。

## (6) 植物及び生態系への影響

事業実施区域内には自然度の高い植生が含まれており、高い生物多様性を有している可能性がある。このため、風力発電設備や取付道路等の配置の検討にあたっては、当該林分を極力避けるよう配慮すること。

また、希少野生植物の環境保全措置については、移殖等の代替措置を優先させることなく、回避、低減を優先的に検討すること。

## (7) 景観への影響

主要な眺望点の選定にあたっては、地域住民が日常慣れ親しんでいる場所を含め、関係機関等へのヒアリングにより、他に追加すべき眺望点がないか改めて検討すること。

また、想定区域から2 kmの範囲に多数の住居が存在し、風力発電施設の設

置により、圧迫感を感じる等の影響が懸念される。このため、視認可能性のある住居からの眺望への影響を回避又は極力低減するとともに、影響が大きいと予測される関係住民からの意見を聴取するよう努めること。

#### **(8) その他配慮すべき事項**

想定区域は、一級河川仁淀川本流の上流域に位置しており、その水質は、国土交通省による全国一級河川の水質ランキングにおいて過去10年間で8回「水質が最も良好」な河川となるなど、全国でも有数の清流である。「仁淀ブルー」と称され、奇跡の清流といわれる仁淀川は、次の世代へつないでいく財産であり、この豊かな自然を損なうことのないように十分配慮されたい。

### **3. 関係町長からの意見**

想定区域を管轄する町の首長から提出された意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。

(別 紙)

1 町名	仁淀川町
2 意見の対象	(仮称) 三方山風力発電事業 計画段階環境配慮書
3 意見	<p>1. 総括的事項について</p> <p>計画段階配慮書について、現段階では、事業計画が検討中のため、「計画段階環境配慮書」の留意事項にも記載のとおり、「現地調査を実施していないため、予測及び評価が簡易的で不確実性を伴うものとなっている。方法書以降の手続きにおいて、適切に把握する。」と書かれている。今後、具体的に事業実施に向けた計画書の作成となった場合、風力発電機の設置位置や、風力発電機の機種などにより、機材の輸送計画（輸送路の整備）が検討されるなど、新たな環境への影響が生じるおそれがある。そのため、方法書以降では、調査地域の適切な設定と科学的根拠に基づく最新かつ正確な情報を用いた調査を行い、得られた結果の適切な予測及び評価の実施並びに環境保全措置の検討を行い環境への負荷を最大限に回避、低減すること。また、周辺住民などの懸念事項を十分に把握し、配慮すること。将来的に当事業が実施される場合、水環境及び自然環境へ与える影響に対し十分に注意し、環境影響を回避又は、十分な低減ができない場合には、事業実施区域の再検討を行うなど、当該地域での事業の廃止も含めて事業計画の抜本的な見直しを行なうこと。</p> <p>2. 個別事項について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・騒音及び超低周波音</li></ul> <p>施設の稼働による騒音及び超低周波音の予測にあたっては、事業実施区域周辺の住居等への影響について、最新の科学的知見及び海外も含めた同型機の先行事例の知見を反映し、影響を予測すること。なお、調査時点の設定においては、地元住民等の懸念にも配慮した調査地点となるよう努めること。<li>・水環境</li><p>事業計画区域周辺の谷や川については、上水道や生活用水のため取水が行われている箇所が多数あると思われる。事業実施となった際、土砂や濁水による周辺地域の水環境への影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価を行い、地下水を含む利水及び水環境への影響を回避、低減するよう適切な環境保全措置を検討すること。</p></p>

・動物・植物・生態系

事業実施想定区域及びその周囲の「動物」や「植物」の「生態系」の調査について、広範囲で調査が実施されているが、今後、希少動物の「クマタカ」の生息・繁殖状況の把握や、風力発電機へ接触等が生じる可能性がある「渡り鳥」の移動ルートなどについても、現地調査を行い生息状況を把握し、環境保全措置に取り組むこと。

3. その他

仁淀川町の森林率は、約90%で自然豊かな町で、そこを流れる川は、日本一綺麗な清流仁淀川で、「仁淀ブルー」と称され、全国に注目されるようになった。このような、美しい自然を守っていくため、風力発電施設が、環境破壊の原因となることなく、「脱炭素に向けた町のシンボル」となるように、風力発電施設建設実施計画には、十分な現地調査のもと取り組むこと。